

2015(平成 27)年 2 月 19 日

龍谷大学・龍谷大学短期大学部 研究費等の不正使用防止計画

龍谷大学及び龍谷大学短期大学部(以下、「本学」という。)において、競争的資金をはじめとする公的研究費や個人研究費をはじめとする学内研究費等、本学において管理すべき全ての研究費(以下、「研究費等」という。)の不正使用を防止するため、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」第 6 条第 5 項の規定にもとづき、不正防止計画を新たに策定します。本学は、不正防止計画に則った研究費等の不正使用防止に資する各種具体的な対策を実施することで、研究費等の適正な使用の推進を積極的に図っていきます。

1 不正発生要因の把握

本学では、研究費等の不正使用に対して、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) 文部科学省(平成 26 年 2 月 18 日付改正)」及び当該ガイドラインにもとづく「体制整備等自己評価チェックリスト」を踏まえ、研究不正行為防止委員会が中心となって、不正発生要因を把握する体制を構築します。

2 研究費等の不正使用防止に資する対策

不正防止計画に則って、上記 1 で把握した研究費等の不正使用が発生する要因への対策を講じるにあたっては、研究不正行為防止委員会が中心となって研究者の意見を踏まえた上で行います。平成 27 年度以降に実施する対策として、別表 1 に定める取組を行います。

3 モニタリング活動

内部監査室が中心となって、研究費等の執行状況について定期的に内部監査を行い、研究費等の運営・管理に係る部署との情報共有を通して、不正使用防止に資する改善案を提案する体制を整備します。また、内部監査室は、不正防止計画の実施状況に対しても効果的なモニタリングおよび内部監査を実施します。モニタリングの対象には、研究費等の執行・管理に関わる部署等も含まれます。

4 不正防止計画の見直し

今回策定しました不正防止計画は、最高管理責任者(学長)および研究不正行為防止委員会が定期的に点検・評価し、より効果的な研究費等の不正使用防止活動の実施に向け見直しを行います。

別表1

不正発生要因	具体的な対策
コンプライアンス教育に係る責任体制が不明確	コンプライアンス推進責任者を規程内に明文化し、責任体制を明確にします。
コンプライアンス教育の実施が不十分	本学で研究活動に従事する全ての研究者等*に対して、CITI-JAPAN が提供する e-learning 教材の受講を義務づけます。
法令等を遵守することの徹底が不十分	<ul style="list-style-type: none"> ・本学において研究活動に従事する全ての研究者等*から、不正に関与しないことを記載した誓約書を提出いただきます。 ・物品の調達に関わる取引業者から、不正に関与しないこと等を記載した誓約書を提出いただきます。 ・不正に関与した業者への処分方針を明確化し、ホームページ等で公表します。
特殊な役務に対する検収体制が不十分	データベース開発や業務委託など特殊な役務に対する検収を実施します。
換金性の高い物品の管理が不十分	パソコン等の換金性の高い物品を含む用品について台帳管理を徹底するとともに、定期的に抜き打ち検査を行うことで管理状況のモニタリングを行います。
研究者の出張計画の実行状況把握が不十分	研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とします。研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容・訪問先・宿泊先・面談等が確認できる報告書等の提出を求めます。重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行います。
非常勤職員の勤務状況の把握が不十分	アルバイトや RA の出勤管理を研究室単位から、研究部等の事務部門での管理に変更します。

*研究者等には、研究活動の運営・管理に携わる事務職員も含まれます。

2015(平成 27)年 2 月 19 日

龍谷大学・龍谷大学短期大学部 研究活動における不正行為防止計画

龍谷大学及び龍谷大学短期大学部(以下、「本学」という。)において、データのねつ造や改ざん、論文の盗用等に代表される研究活動における不正行為を防止するため、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」第 6 条第 5 項の規定にもとづき、不正防止計画を新たに策定します。本学は、不正防止計画に則った研究活動における不正行為防止に資する各種具体的な対策を実施することで、研究活動のいっそうの充実・発展に努めてまいります。

1 不正発生要因の把握

本学では、研究活動における不正行為に対して、文部科学省が発出した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成 26 年 8 月 26 日改正)」を踏まえ、研究不正行為防止委員会が中心となって、不正発生要因を把握する体制を構築します。

2 研究活動における不正行為防止に資する対策

不正防止計画に則って、上記 1 で把握した研究活動における不正行為の発生要因への対策を講じるにあたっては、研究不正行為防止委員会が中心となって研究者の意見を踏まえた上で行います。

【不正行為防止に資する具体的な対策】

(1) 研究倫理教育の実施

本学において研究活動に従事する全ての研究者等(研究活動の運営・管理に携わる事務職員を含む)及び学生に対して研究倫理教育を実施します。

(2) 研究活動に係る資料の保管

本学において研究活動に携わる者及び部署に対して、実験・観察ノート等の記録媒体又はその他の研究記録や関係書類一式を一定期間保管し必要に応じて開示することを定めた規程等を策定し、研究活動に係る資料の適切な保管に努めることを徹底します。

3 不正防止計画の見直し

今回策定しました不正防止計画は、最高管理責任者(学長)および研究不正行為防止委員会が定期的に点検・評価し、より効果的な研究活動における不正行為防止活動の実施に向け見直しを行います。